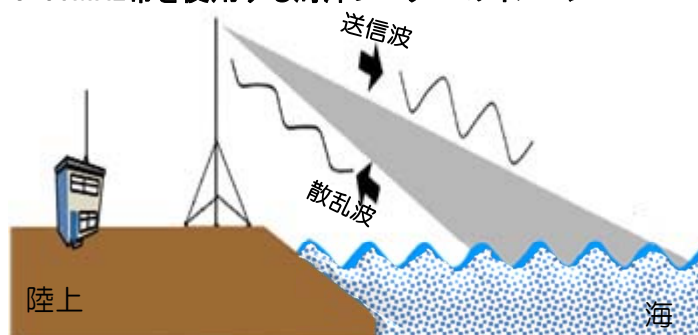


## 3-50MHz帯を使用する海洋レーダーの実用化

## 【改正の概要】

- 海洋レーダーは、陸上から海上に向けて電波を発射し、波浪によるエコー（海面の波による凹凸に共鳴して散乱する反射波）から、海流（流向、流速）等を測定するものである。
- 我が国では、これまで、国土交通省、NICT、大学などが海流等の観測に適している3-50MHz帯を使用する海洋レーダーの実験試験局を開設し、海流等の観測や海洋漂流物等の追跡・探査に関する研究を行っているが、平成24年1月から2月に開催された「2012年世界無線通信会議（WRC-12）」で短波帯等に無線標定業務が新たに分配されるとともに、当該無線標定業務の局の技術基準等が決議され、3-50MHz帯を使用する海洋レーダーの実運用が可能となり、今後、気象海象情報の観測への応用や船舶の安全な航行への貢献が期待される。
- 本件は、3-50MHz帯を使用する海洋レーダーの実用化を図るため、無線設備規則の一部改正を行うものである。

3-50MHz帯を使用する海洋レーダーのイメージ



## 技術基準の概要

## ・占有周波数帯幅の許容値

周波数	占有周波数帯幅の許容値
4 438 kHz～4 488 kHz	50 kHz
5 250 kHz～5 275 kHz	25 kHz
9 305 kHz～9 355 kHz	50 kHz
13 450 kHz～13 550 kHz	100 kHz
16 100 kHz～16 200 kHz	100 kHz
24 450 kHz～24 600 kHz	150 kHz
26 200 kHz～26 350 kHz	150 kHz
39 500 kHz～40 000 kHz	500 kHz
41 750 kHz～42 750 kHz	350 kHz

・変調方式は、周波数変調であり、連続波方式（間欠的連続波方式を含む）により送信するものであること。国際モールス符号の送信を行う場合は振幅変調であること。

・等価等方輻射電力は25dBWを超えないものであること。

・送信空中線は、原則として、指向特性を有するものであること。

・国際モールス符号により海洋レーダーの識別信号を送受信する機能を有するものであること。

## ＜主な省令改正事項＞

省令等	改正内容
無線設備規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3-50MHz帯を使用する海洋レーダーの技術基準に係る規定の整備（第49条の4の2等関係）。</li> </ul>